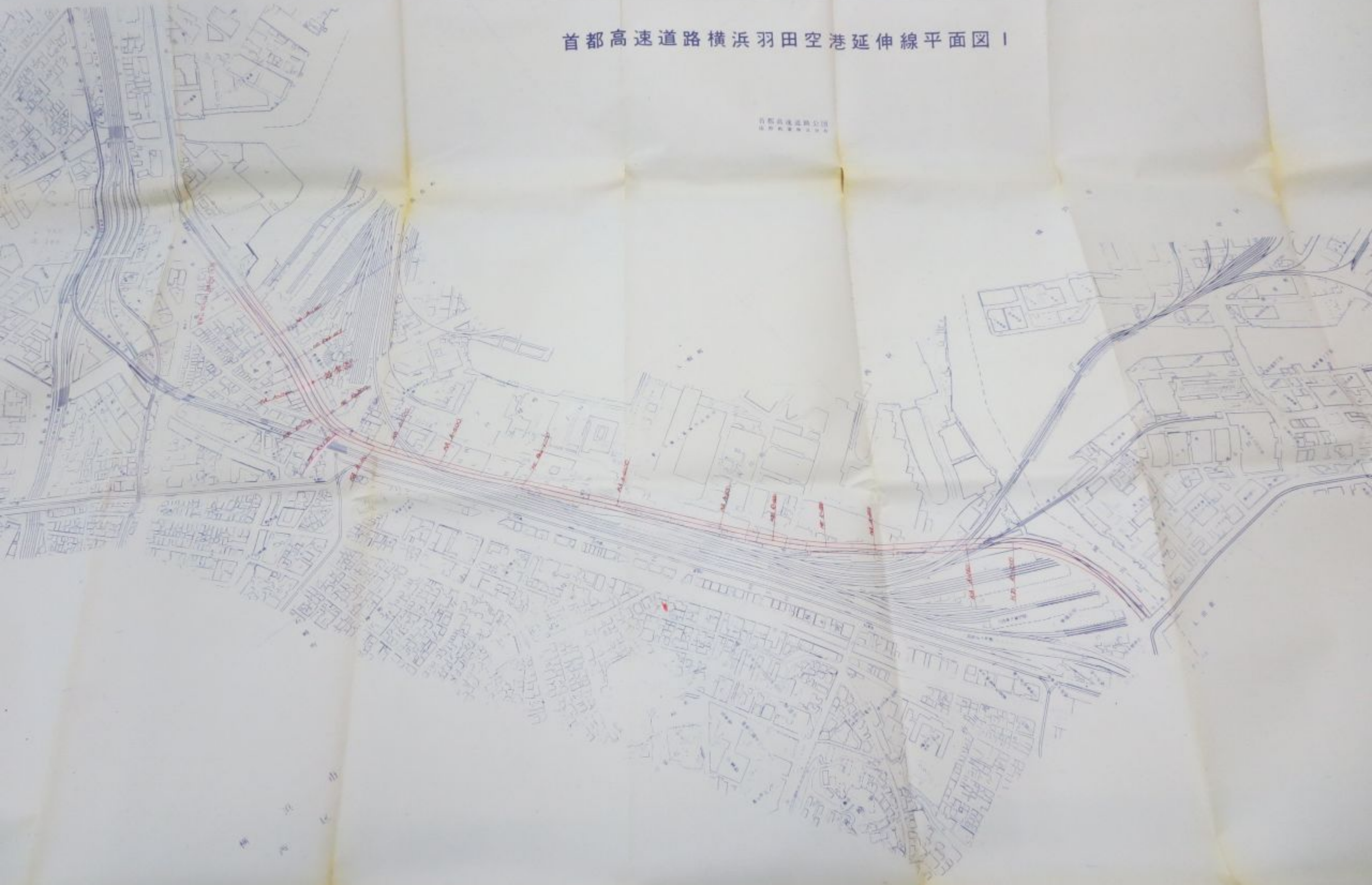


首都高速道路横浜羽田空港延伸線平面図 I

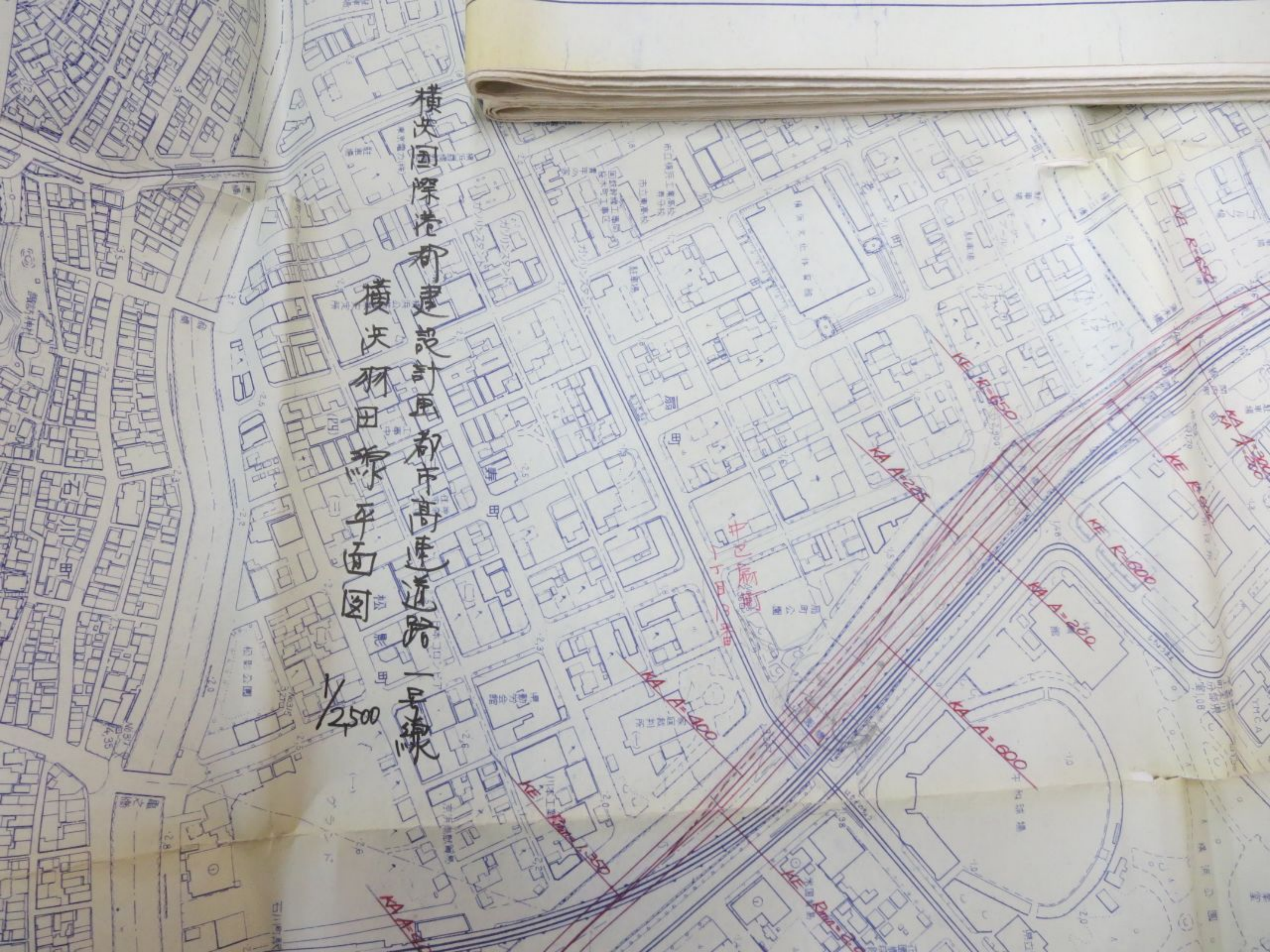
首都高速道路株式会社
建設部 設計課





横浜国際港都建設計画都市高速道路一号线
横浜羽田線平面図

1/2500



~~KA R=650~~

~~KE R=650~~

~~KA A=225~~

~~KA A=300
KA A=200~~

~~KE R=600~~

~~KE R=600~~

~~KA A=200~~

~~KA A=600~~

中和球場

上下四車道

廟前

根岸線

紅車場

砂

生命

YMCA
東邦生命
住友生命

No.308
199

No.309
108

No.309
170

15022

148

1/5

1/0

1/3

1/0

9

20

東立

生命

尾

港末橋

3900

316

1/0

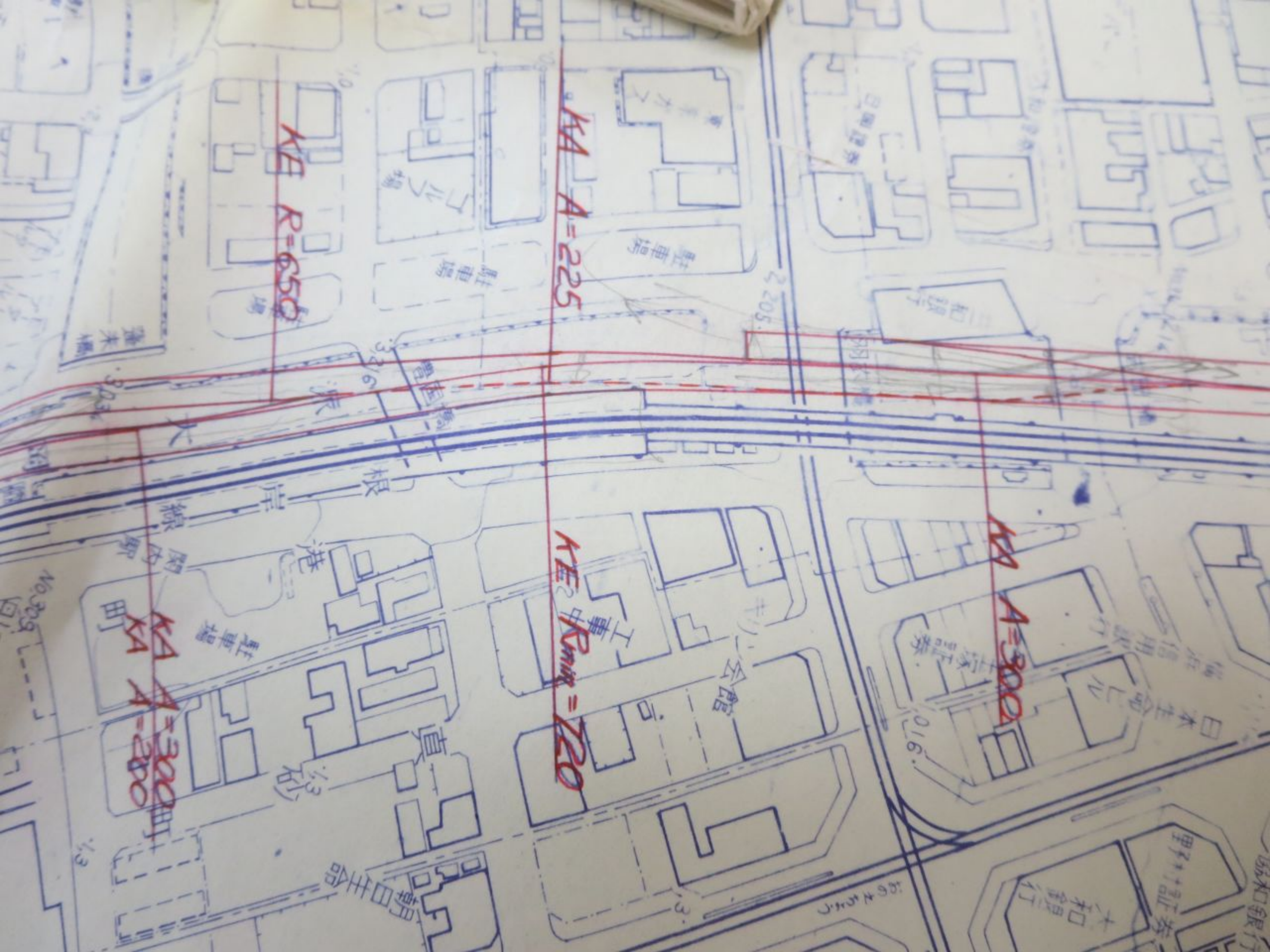
1/0

1/0

1/0

1/0

1/0



~~KA~~ ~~A=225~~

~~KE~~ ~~R=650~~

~~KA~~ ~~A=300~~

~~KE~~ ~~R=120~~

~~KA~~ ~~A=300~~
~~KA~~ ~~A=200~~

物

駐車場

駐車場

三和銀行

三和銀行

根岸線

港

駐車場

工事

公館

日本生命

日本生命

砂

和銀行

和銀行

和銀行

和銀行

和銀行



Handwritten yellow annotations in Chinese characters, likely identifying specific buildings or areas of interest on the plan.

Handwritten yellow annotations in Chinese characters, likely identifying specific buildings or areas of interest on the plan.

Handwritten yellow annotations in Chinese characters, likely identifying specific buildings or areas of interest on the plan.

Printed text and labels on the left side of the plan, including 'A-95' and 'A-80', which likely refer to specific sections or areas within the site.





圖書館

學生宿舍

體育場

學生宿舍

下樓梯

樓

樓

樓

樓

樓

樓

樓

樓

樓

樓

2. 高速鉄道 新横浜山下町線の計画決定

延長 約10.5キロメートル
 軌向 1.435メートル
 全線複線
 地下式

新横浜
 山下町線

横浜羽田線

既事業変更部
 計画決定部

本市高速道路1号線 横浜羽田線の事業変更

(変更前) 延長 約8,560メートル
 巾員 23メートル ~ 16.5メートル
 出入口 13箇所
 執行年度 昭39 ~ 昭46

(変更後) 延長 約8,560メートル
 巾員 16.5メートル
 出入口 13箇所
 執行年度 昭40.39 ~ 昭46

今回計画変更部

本市高速道路1号線 横浜羽田線の計画変更

(変更前) 延長 約8,560メートル
 巾員 23メートル ~ 16.5メートル
 出入口 13箇所

(変更後) 延長 約12,720メートル
 巾員 16.5メートル
 出入口 17箇所

伊勢佐木町線

1. 高速鉄道 戸塚伊勢佐木町線の計画決定

延長 約12.8キロメートル
 軌向 1.435メートル
 全線複線
 地下式高架、盛付、山岳地区



都市高速道路1号線 横浜羽田線の事業変更。

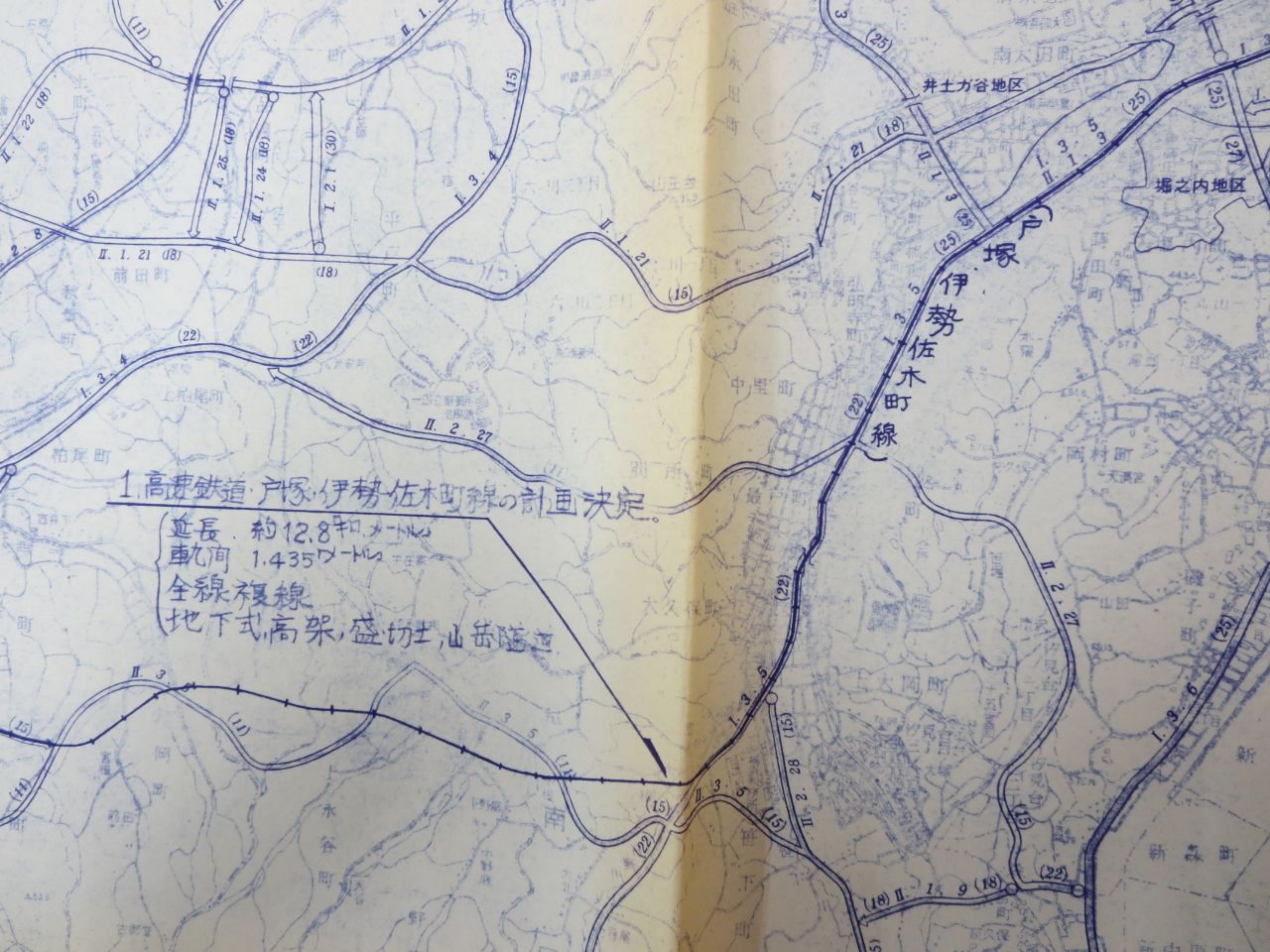
(変更前) { 延長 約 8,560 ㍉-ﾄｲﾙ
 巾員 23 ㍉-ﾄｲﾙ ~ 16.5 ㍉-ﾄｲﾙ
 出入口 13箇所
 執行年度 昭.39 ~ 昭.46

(変更後) { 延長 約 8,560 ㍉-ﾄｲﾙ
 巾員 16.5 ㍉-ﾄｲﾙ
 出入口 13箇所
 執行年度 昭和.39 ~ 昭.46

都市高速道路1号線 横浜羽田線の計画変更。

(変更前) { 延長 約 8,560 ㍉-ﾄｲﾙ
 巾員 23 ㍉-ﾄｲﾙ ~ 16.5 ㍉-ﾄｲﾙ
 出入口 13箇所

(変更後) { 延長 約 12,720 ㍉-ﾄｲﾙ
 巾員 16.5 ㍉-ﾄｲﾙ
 出入口 17箇所



1. 高速鉄道・戸塚・伊勢・佐木町線の計画決定。

延長 約12.8キロメートル
 軌間 1.435メートル
 全線複線
 地下式、高架、盛切土、山岳隧道

大田東部



十画变庚部

部历

関外地区



建設省決裁文書

保存 永久・10年・5年・3年・2年

分類 C2133

標 題 神奈川県

横浜国際港都建設計画都市高速道路及び横浜国際港都建設都市高速道路事業の変更について

上記のことについて、次のとおり審議会に付議し原案どおり議決答申されたときはこれを決定し告示してよろしいか、伺う。

秘 区 分 秘 期 間

大 臣 政務次官 事務次官 技 監 官 房 長 文書課長 文 書 課 決裁区分

Red official seals and handwritten initials in the signature area.

昭和 43 年 / 月 3 / 日 起 案 昭和 43 年 2 月 / 2 日 決 裁

主務局 都市局 主務課 都市計画課 起案者 国部 電話(415)

都市局長 都市計画課長 参事官 都市高速道路公団 技術参事官 都市総務課長 街路課長

合 議 局 道路局長 道路総務課長 企画課長 有料道路課長 国道課長

昭和 43 年 2 月 12 日 施 行 案件 登 録 番 号

施行注意 文書管理主任者 主務局 主務課 建設省 都計発第 / 号

要 官 報 登 載 伊 藤 氏 家 建設省 都計発第 号

浄 書 部 数 浄 書 照 合 発 送 建設省 都計発第 号

發送用 / 部 2 月 / 2 日 建設省 都計発第 号

事務用 部 印 印 建設省 都計発第 号

計 / 部 印 印 建設省 都計発第 号

建設省起案用紙(甲)

官 報 掲 載

建設省告示 1239

昭和 年 月

昭和 43 年 2 月 20 日 答 申 済

文書係閱了

文書係閱了

大臣	政務次官	事務次官	技監	官房長	文書課長	文書課	決裁区分
							乙

昭和 43 年 / 月 3 / 日起案 昭和 43 年 2 月 12 日 決裁

主務局 都市局 主務課 都市計画課 起案者 園部 電話 (415)

都市局長 都市計画課長

参事官 都市高速道路公団
技術参事官 並 理 官

都市総務課長
街路課長

合議局

道路局長

次

道路総務課長
企画課長
有料道路課長
国道第一課長

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更並びに横浜国際港都建設研高速道路事業の変更について

国際港都建設計画都市高速道路中都市高速道路1号線を次の如く変更する。

1) 路線番号, 路線名称, 起 点, 終 点, 主な経過地, 標準幅員, 延長

路線番号	路線名称	起 点	終 点	主な経過地	標準幅員	延長	備 考
1	横浜羽田線	中区新山下町1丁目 K区 中区丸町1丁目18番	鶴見区朝日町1丁目 (川崎市境) 西区高島2丁目17番	堀川, 石川町, 岡内駅, 栢柳, 高島2丁目, 神奈川 通3丁目, 入工川, 2. 才1丁目, 生麦 2丁目, 汐入町	16.5 18.0	約 12.720 約 4.420	新設(川崎市) 横浜都市高速道路 (1号線) 横浜 横浜(区境) 2丁目) 15.0(区境) 新設(区境) 15.0(区境) 新設(区境) 15.0(区境)

「別紙図面表示のとおり」

(2) 出入口 次の地境に出入口を設ける。

路線番号	箇所数	箇所	名	1箇所	
1	17	中区新山下町1丁目	付道	2箇所	1箇所
		中区扇町1丁目	付道	2箇所	2箇所
		西区高島2丁目	付道	2箇所	3箇所
		神奈川区神奈通3丁目	付道	2箇所	4箇所
		神奈川区神奈通5丁目	付道	2箇所	5箇所
		神奈川区干若町1丁目	付道	1箇所	1箇所
		神奈川区千寿通3丁目	付道	1箇所	2箇所
		神奈川区守屋町3丁目	付道	1箇所	3箇所
		鶴見区生麦2丁目	付道	1箇所	4箇所
		鶴見区汐入町3丁目	付道	1箇所	5箇所

「別紙図面表示のとおり」

白野地区の1号線と16号線の
差込の処理については
この上を廃止すること
を要する

(3) 交差方式

すべてを全体交差とする。

昭和42年建設省告示第4364号 国際港新建設幹線建設競争入札の告示
 (1) 路線番号 起終 路線名称 起 終 区画 長

路線番号	路線名称	起	終	区画	長さ	備考
	横須賀羽田線	西区高島2丁目6番 (一般国道1号線)	鶴見区鶴見1丁目2番 番地(川崎界)	西区高島2丁目12番	165	2,8560 180 1,300

「別紙図面表示のとおり」

(2) 出入口 池の池突下出入口と設けらる。

路線番号	箇所数	箇所	付	区画	備考
1	13	西区高島2丁目	付	2箇所	神奈川区鶴見区
		神奈川区神奈川通3丁目	付	2	神奈川区鶴見区
		神奈川区神奈川通5丁目	付	1	鶴見区三軒2丁目
		神奈川区千石町1丁目	付	1	鶴見区千石町

「別紙図面表示のとおり」

(3) 交差方式
 すべて立体交差方式とする。

※3 前項の事業の変更に係わらざるの執行年度割は昭和42年建設省告示
才4364号 国際港都建設都市高連道路事業の執行年度割と可る。

理由書

最近の都市内交通の増加に対^人し自動車交通の効率的な^部整備を図る
ため本案の^人おりに都市高速道路の延伸及び事業の変更^人を行うものとする。

建設省告示第

告示

第

号

都市計画法第三条第一項の規定により、横浜国際港都建設計画
都市高速道路並に昭和四十二年建設省告示第四千三百六十四号
横浜国際港都建設都市高速道路事業を變更し、

同法同条第二項及び同法施行令第一條の規定により、次のように告

示する。

*同法第三十一條の規定により、事業地の全部につき収用又は使用
の手続を保留する。*

昭和四十三年

月

日

建設大臣 保利 茂

都市計画の名称及び

都市計画に関する事項

施設の種類の種類 ~~各~~ 横浜国際空港建設計画都市高速道路第一号線

都市計画事業に関する事項

一 事業施行者 ~~市~~ 都市計画法施行令 ~~第四~~ ^四 条 ~~第四~~ 項 ^四 の規定による執行行政庁 ^市

として、^四 首都圏高速道路公団

一 事業の種類 横浜国際空港建設 ~~市~~ 都市高速道路第一号線事業、

一 事業地 昭和四十三年建設省告示第四千三百六十四号ノの事業地 ~~市~~ ^四 のうち神奈川県横浜第一号と高島二丁目地力 ~~市~~ ^四 におりて ^市 業地 ~~市~~ を変更する。

毎年度執行する都市計画事業に関する事項

一 毎年度執行する ~~市~~ 昭和四十三年建設省告示第四千三百六十四号ノのとおり ~~市~~ ^四 ま都市計画 ~~市~~ 東事業

関係図書、図書の縦覧場所に関する事項

一 関係図書、図書の縦覧場所 神奈川県庁及び横浜市政府

都道府県名 都市名 年月日

神奈川県 横浜市

47.1.30

横浜国際港都建設計画都市高運道路の
変更並びに横浜国際港都建設都市高運道路
事業の変更について

係名 審査 廻附年月日

事務係

土木施設係

土地利用係

公園緑地係

都市高運道路公園
管理係

審査印
植村 深

意見

縦断面と再検討 (折下と下付)

神都計審第 1,206 号
昭和 43 年 2 月 19 日

建設大臣 保利 茂 殿

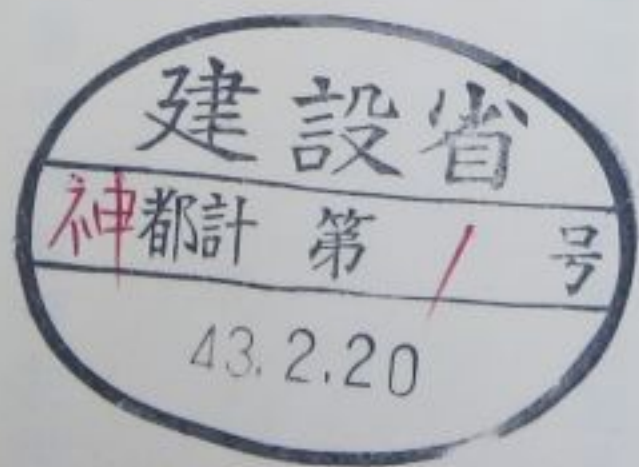
神奈川県都市計画地方審議会

会長 津田 文 吾



横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更並びに
横浜国際港都建設都市高速道路事業及びその
執行年度割の変更について

昭和 43 年 2 月 12 日建設省神都第 / 号で付議された標
記のことは、当審議会において昭和 43 年 2 月 16 日会議を開
き慎重審議の結果原案どおり可決しましたから関係図書を添えて
答申します。



議第 1 2 0 6 号

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更並びに横浜国際港都建設都市
高速道路事業及びその執行年度割の変更について

建設省神都計発第 号

昭和 4 3 年 2 月 日

神奈川都市計画地方審議会長 殿

建 設 大 臣

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更並びに横浜国際港都建設都市
高速道路事業及びその執行年度割の変更について

標記について、都市計画法第 3 条の規定により次のように審議会に付議する。

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更並びに横浜国際港都建設都市
高速道路事業及びその執行年度割の変更

第1 国際港都建設計画都市高速道路中都市高速道路1号線を次のように変更する。

(1) 路線番号、路線名称、起点、終点、主な経過地、標準幅員、延長

路線 番号	路線名称	起 点	終 点	主な経過地	標準幅員 「メートル」	延 長 「メートル」	摘 要
1	横浜羽田線	中区新山下町 1丁目1番地	鶴見区朝日町1丁目 27番地 (川崎市境)	堀川、石川町、 関内駅、桜木町、 高島2丁目、神 奈川通3丁目、	16.5	約 12,720	終点において川崎 都市計画都市高速 道路1号線に接続
	ただし	中区元町1丁目 18番地	西区高島2丁目17番	入江川第2、第1 派川、生麦2丁目 汐入町	18.0	約4,420	高島2丁目17番 において都市高速 道路2号線に接続

「別紙図面表示のとおり」

(2) 出入口 次の地点に出入口を設ける。

路線番号	箇所数	箇		所		名	
1	17	中区新山下町1丁目	付近	2箇所	神奈川区千若町1丁目	付近	1箇所
		中区扇町1丁目	付近	2"	神奈川区子安通2丁目~3丁目	付近	2"
		西区高島2丁目	付近	2"	神奈川区守屋町3丁目	付近	3"
		神奈川区神奈川通3丁目	付近	2"	鶴見区生麦2丁目	付近	1"
		神奈川区神奈川通5丁目	付近	1"	鶴見区汐入町3丁目	付近	1"

「別紙図面表示のとおり」

(3) 交差方式

すべて立体交差とする。

第2 昭和42年建設省告示第4364号 国際港都建設都市高速道路事業を次のように変更する。

(1) 路線番号、越点、終点、主な経過地、標準幅員、延長

路線番号	路線名称	起 点	終 点	主な経過地	標準幅員 [メートル]	延長 [メートル]	摘 要
1	横浜 羽田線	西区高島2丁目6番 (一般国道1号線)	鶴見区朝日町1 丁目27番地 (川崎市界)	高島2丁目、 神奈川通3丁 目、入江川第 2派川、第1 派川、生麦2 丁目、汐入町	16.5	約 8,560	終点において川崎都 市計画都市高速道路 1号線に接続。横浜 駅前(西区高島2丁 目17番)において 都市高速道路2号線 に接続
		ただし 西区高島2丁目12 番	西区高島2丁目 17番			18.0	

「別紙図面表示のとおり」

(2) 出入口 次の地点に出入口を設ける。

路線 番号	箇所数	箇 所 名			
1	13	西区高島2丁目付近	2箇所	神奈川区子安通2丁目~3丁目付近	2箇所
		神奈川区神奈川通3丁目付近	2 "	神奈川区守屋町3丁目 付近	3 "
		神奈川区神奈川通5丁目付近	1 "	鶴見区生麦2丁目 付近	1 "
		神奈川区千若町1丁目付近	1 "	鶴見区汐入町 付近	1 "

「別紙図面表示のとおり」

(3) 交差方式

すべて立体交差方式とする。

第3 前項の事業変更にかかわらずその執行年度割は昭和42年建設省告示第4364号国

際並都建設都市高速道路事業の執行年度割とする。

理 由 書

第3 前項の事業変更にかかわらずその執行年度割は昭和42年建設省告示第4364号国際港都建設都市高速道路事業の執行年度割とする。

理 由 書

最近の都市内交通の増加に対処し、自動車交通の効率的処理を図るため本案のように都市高速道路の延伸及び事業の一部変更を行なうものである。

計 第 1.568 号

昭和 43 年 / 月 30 日

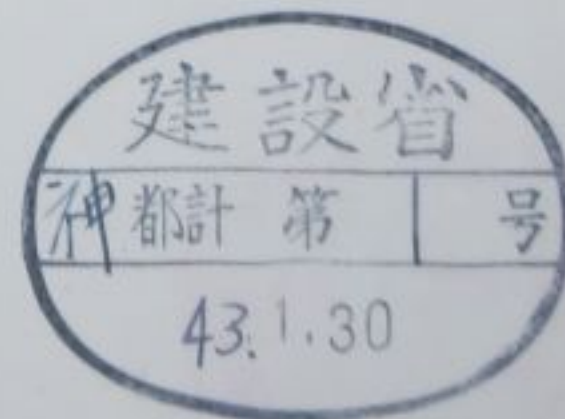
建設大臣 保利 茂 殿

神奈川県知事 津 田 文 吾



横浜国際港都建設計画都市高速道路の
変更並に横浜国際港都建設都市高速道路
事業加の執行年度割の決定について

標記について別冊のとおり 横浜市 長から内申があり、
調査の結果妥当と認められるのでよろしくお取り計らい下さるよ
り副申いたします。





42計第1872号
昭和43年1月 日

建設大臣 保利 茂 殿

横浜市長 飛鳥田 一 雄



横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更
並びに横浜国際港都建設都市高速道路事業
の変更について

標記について、都市計画法第3条の規定により決定を受けたい
ので、関係図書を添えて申請します。



新旧对照表

(1) 路線番号、起点、終点、標準幅員、延長

路線番号	路線名称	起 点	終 点	標準幅員 (m)	延長 (m)	備 考
1	横須賀線	中区新山下町1丁目番	鶴見区朝日町1丁目27番 (川崎市境)	16.5	約 12,720	変更后
		中区元町1丁目18番	西区高島2丁目17番	18.0	約 4,420	
1	横浜新線	西区高島通1丁目3番	鶴見区朝日町1丁目27番	16.5 ^m	約 8,560 ^m	変更前
		西区高島通2丁目16番	西区高島通2丁目33番	23.0 ^m	約 300 ^m	

「別紙図面表示のとおり」

(2) 出入口

路線番号	箇所数	箇 所 名			備考
1	17	中区新山下町	付近	2箇所 神奈川区 十番町1丁目 付近	2箇所 変更后
		中区扇町1丁目	付近	2 " 神奈川区 子母通2丁目3丁目 付近	
		西区高島2丁目	付近	2 " 神奈川区 守屋町3丁目 付近	
		神奈川区神奈川通3丁目	付近	2 " 鶴見区 生麦2丁目 付近	
		神奈川区神奈川通5丁目	付近	1 " 鶴見区 汐入町3丁目 付近	
		西区高島通1丁目	付近	2箇所 神奈川区 子母通2丁目3丁目 付近	
神奈川区神奈川通3丁目	付近	2 " 神奈川区 守屋町3丁目 付近			
神奈川区神奈川通5丁目	付近	1 " 鶴見区 生麦町 付近			
神奈川区十番町1丁目	付近	1 " 鶴見区 汐入町3丁目 付近			

「別紙図面表示のとおり」